

図書館評価について

1 目的

平成20年の図書館法改正により、図書館の運営の状況に関する評価等について、法律で定められました。また、図書館法第7条の2の規定に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が定められています。

浜松市立図書館においても、改正図書館法に基づいて図書館評価を実施いたします。

【図書館法抜粋】

第七条の三 （運営の状況に関する評価等）

図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【図書館の設置及び運営上の望ましい基準抜粋】

第二公立図書館

一市町村立図書館

1 管理運営

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

図書館評価の実施にあたっては、行政経営の手法であるマネジメントサイクル
 ≪計画⇒ 実施⇒ 評価⇒ 改善≫を実行することで、図書館運営全般の評価とその結果に基づく運営の改善及び図書館サービスの向上を図っていきます。

2 図書館評価の概要

浜松市立図書館においては、平成 23 年度から図書館協議会やアンケート調査を活用しながら評価を行い、結果を公表しています。

令和元年度以降は、図書館ビジョンに掲げた「図書館から市民のみなさんへの約束」を推進するため、図書館運営について目標を設定し、達成状況の点検及び評価を行い、図書館サービスの向上を図ります。

(1) 評価指標

図書館ビジョンに掲げる「市民の図書館未来宣言」の「いかす」「はぐくむ」「つながる」「つくる」の 4 つのキーワードのもとに、具体的な評価項目及び目標値を定め、達成度を測る。

(2) 評価基準

目標達成状況等により 3 段階の評価とします。

- A 目標が達成され、十分な成果をあげた
- B 目標がほぼ達成され、一定の成果をあげた
- C 目標が達成されず、十分な成果をあげることができなかった

(3) 評価方法

各年度の評価について図書館内で自己評価し、浜松市立図書館協議会委員の皆様に達成状況を報告するとともに、併せて外部評価としての評価を行います。

(4) 評価結果の公表

評価の結果をホームページ等で広く公表することによって、図書館運営に関しての市民への理解を深め、利用者サービスのより一層の向上を図ってまいります。